

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	合併及び事業経営計画の認定
②	法令名	森林組合合併助成法
③	法令番号	昭和38年法律第56号
④	根拠条項	第2条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第2条 森林組合(以下「組合」という。)は、合併により、合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下同じ。)を適正な事業経営を行うことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画(以下「合併及び事業経営計画」という。)をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。
⑦	審査基準	・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知) IV-2-1-3 森林組合等の合併 IV-2-1-3-2 申請及び認可 (2)審査要領
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	

- ・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針
(平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知)(抜粋)

IV-2-1-3 森林組合等の合併

IV-2-1-3-2 申請及び認可

(2) 審査要領

法第 84 条第 2 項(法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による森林組合等の合併の認可を行う場合は、法第 79 条(法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。)の認可の基準に準じて行うものとし、具体的には、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査し、認可を行うものとする。

① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員のニーズに適切に対応する態勢整備が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- エ 合併後、森林組合等が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。
- カ 合併に伴う支所の設置等について、森林組合等の機能が十分に発揮され、健全な運営ができるものとなっているか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第 42 条第 1 項及び第 2 項(法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する事項が全て網羅されているか。
- エ 決定手続は法第 63 条、第 84 条等に照らし適法になされているか。
- オ 合併契約は、施行令第 7 条第 1 項に規定する内容となっているか。
- カ 新設合併の場合は、法第 85 条等に規定する手続が適正になされているか。
- キ 合併によって消滅した森林組合等に係る権利義務の承継が適正になされているか(消滅した森林組合等における適正な手続がなされているかどうかも含む。)

ク 合併によって消滅する森林組合等、合併後存続する森林組合等においては、法第 87 条の 2（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）に基づく手続が行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

ア 目的、事業等の基本事項は、法第 1 条、第 4 条、第 9 条等に照らし適正か。

イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

ウ 組合員に関する規定は、法第 27 条及び第 103 条の範囲となっているか。

エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。

オ 役職員に関する規定は、森林組合等の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会に関する規定は、法第 58 条、第 60 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 61 条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。